

岡崎市食品衛生協会  
会費の徴収に関する規程

(総 則)

第1条 岡崎市食品衛生協会(以下「協会」という。)の会員、又は入会を希望する食品関連施設営業者に対し、規約第6条の規定に基づき、会費等の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 員)

第2条 この協会の会員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一般会員 食品衛生法に基づく食品営業の届出又は許可を受け、岡崎市内に営業施設を有する者及び一定の場所に施設を設けない自動車により営業を行っている者
- (2) 特別会員及び賛助会員 食品営業者をもって組織する団体若しくは法人(「特別会員」)及びこの協会の趣旨に賛同する者(「賛助会員」)で理事会において承認された者

(会 費)

第3条 会費は、年会費3,000円を徴収する。

2 前条第2号に規定する会費は、一口10,000円とする特別会費でその施設数に応じて理事会で定める口数を特別会費として徴収する。ただし、食品営業者が廃業後も引き続き食品衛生指導員に従事する賛助会員にあっては理事会の定める額とする。

3 露店のみによる営業会員は、年会費は徴収しない。

(協会費)

第4条 会員のうちで、次の各号に該当する者からは協会費を徴収する。

- (1) 自動車による営業許可 1件につき1営業許可期間5,000円とする。
  - (2) 露店による営業許可 1件につき1営業許可期間5,000円とする。
- 2 第2条に規定する会員が、同一施設の営業業種を増やすときは、前項の協会費とは別に1営業許可期間につき3,000円を協会費として徴収する。

(会費及び協会費の納入)

第5条 会員は、許可申請時又は届出時に会費又は協会費の納付に当たり、次の各号に掲げる期間分を納入するものとする。

- (1) 会員(複数店舗営業含む) 1営業許可期間の年会費と協会費
- (2) 届出による会員 年会費
- (3) 露店による営業会員 1営業許可期間の協会費
- (4) 同一敷地内の2件目以降の許可施設の特例  
追加施設毎に1営業許可期間につき3,000円を協会費として徴収する。

2 前項の規定に係らず、年度ごとに年会費を納付する場合にあっては、毎年6月末までに納付しなければならないものとする。

(会費及び協会費の納入)

第6条 会費は、原則として返還しない。ただし、廃業する会員若しくは移転、経営者変更等により新規営業に変更された旧会員から返還の申し出があった場合は、岡崎市保健所への廃業届又は新規届を確認後、当協会に納付されている届出年度以降に係る年会費の金額を還付若しくは新規会費に振り替えるものとする。

2 協会費については、いかなる事由にかかわらず還付しないものとする。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要が生じた事項については、会長が理事会に諮り定める。

附 則

1 この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年6月1日から施行する。

2 ただし、令和3年5月末日までに、改正法による届け出をしたものは、この規程を適用する。

《会費》

○一般会費	許可 届出	18,000円/許可期間 3,000円/年	年払い 3,000円/年 ※毎年6月初旬請求書送付
○協会費	露店・自動車	5,000円/許可期間	
○複数業種加算	2業種以上	3,000円/許可期間	一般会費に加算